

政令番号184 2,6-ジクロロベンゾニトリル(別名 ジクロベニル又はDBN)

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成25年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下事業所	自動車等移動体	塗料	洗剤・化粧品等	農薬登録製剤	登録製剤以外殺虫剤	その他	
1	北海道					1.6E+4			15,958.5
2	青森県					2.5E+4			25,032.4
3	岩手県					5.9E+3			5,934.4
4	宮城県					9.6E+3			9,649.5
5	秋田県					1.3E+3			1,297.6
6	山形県					2.6E+4			25,568.0
7	福島県					3.1E+3			3,052.1
8	茨城県					8.6E+3			8,634.1
9	栃木県					2.5E+3			2,450.1
10	群馬県					9.8E+3			9,843.1
11	埼玉県					7.5E+3			7,513.7
12	千葉県					4.6E+3			4,551.8
13	東京都					1.9E+3			1,905.3
14	神奈川県					7.7E+3			7,719.4
15	新潟県					1.2E+4			11,876.4
16	富山県					2.4E+3			2,358.3
17	石川県					1.1E+3			1,066.7
18	福井県					2.6E+2			262.6
19	山梨県					5.1E+2			507.7
20	長野県					4.3E+3			4,284.3
21	岐阜県					5.8E+2			581.4
22	静岡県					2.4E+3			2,360.0
23	愛知県					1.6E+4			15,504.5
24	三重県					8.2E+2			816.8
25	滋賀県					9.4E+2			936.0
26	京都府					2.4E+2			236.2
27	大阪府					4.4E+3			4,425.5
28	兵庫県					1.3E+3			1,293.9
29	奈良県					8.9E+1			89.0
30	和歌山県					5.6E+2			559.2
31	鳥取県					1.8E+2			175.3
32	島根県					1.3E+2			126.7
33	岡山県					4.9E+2			493.4
34	広島県					5.9E+3			5,908.4
35	山口県					1.4E+2		5.1E+0	148.3
36	徳島県					3.6E+2			363.6
37	香川県					2.0E+2			199.8
38	愛媛県					1.4E+3			1,440.6
39	高知県					7.2E+1			72.1
40	福岡県					3.3E+3			3,297.2
41	佐賀県					1.9E+2			194.9
42	長崎県					7.0E+1			70.0
43	熊本県					6.6E+2			656.8
44	大分県					8.3E+1			82.9
45	宮崎県					1.4E+2			144.7
46	鹿児島県					2.4E+2			240.7
47	沖縄県					7.5E+0			7.5
	全国					1.9E+5		5.1E+0	189,891.4